

道路占用許可の特例について

～にぎわい・交流創出のための道路占用許可の特例制度～

資料6

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

★ 平成23年に都市再生特別措置法の一部を改正する法律等が施行され、
道路空間を活用して、まちのにぎわい創出等に資するための道路占用許可
の特例制度が創設されました。

道路占用許可の特例とは

道路の占用許可は、道路法において、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合(無余地性)で一定の基準に適合する場合に許可できることとされていますが、まちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、都市再生特別措置法(以下「都市再生法」という。)に規定する都市再生整備計画に位置付ける等の一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和できることとした制度です。

特例の対象施設

都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資する次の施設等であって、施設等の設置に伴い必要となる道路交通環境の維持及び向上を図るための措置が併せて講じられているもの。(都市再生法46条10項、同施行令14条)

①広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすもの。例えば、オープンカフェ、キオスク、案内所、休憩所などが想定されます。

※食事施設・購買施設等は、今回新たに占用許可の対象になりました。(道路法施行令第7条第6号)

③自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの



※①～③以外のベンチ、花壇、街灯等の施設については、従来どおり無余地性の基準が適用されますが、にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占用許可を申請することは可能です。

道路の占用特例の流れ

都市再生整備計画への記載等(都市再生法46条10項、11項)

市町村は都市再生整備計画に、道路に係る
・占用許可の対象物件(広告塔、食事施設、自転車駐車器具等)
・占用しようとする場所
等に関する事項を記載することができる。

↔
道路管理者・都道府県公安委員会への協議・同意

事前明示性
関係者合意

都市再生
整備計画
の公表

特例道路占用区域の指定(都市再生法62条2項)

道路管理者が、占用物件の施設毎に道路占用特例を適用する道路区域を指定。

↔
市町村への意見の聴取及び所管の警察署長との協議

指定の区域
及び施設等
の種類を公示
(法62条3項)

道路占用許可の特例の適用(都市再生法62条1項)

道路管理者は、都市再生整備計画の計画期間内において、同計画に記載された施設等の占用について、次の3つの条件全てを満たすとき、許可することができる。

- ・特例道路占用区域内で指定した施設等であること。
- ・道路法33条1項の政令で定める基準に適合すること。
- ・安全かつ円滑な交通を確保するための基準(都市再生法施行令18条)に適合すること。

要件緩和

無余地性
の基準を
適用外

※道路交通法に基づく道路使用許可が別途、必要となります。

◇相談窓口◇

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 電話：03-5253-8407